



教えてBUN先生

マニアック
編 vol.11

第11回
13号処理物 前編



LISA

へんてこ条文ってことでやってきたけど、今回はどんなへんてこな条文を紹介してくれるの？



LISA

リサちゃんは、産業廃棄物は何種類あるか覚えているかな。



BUN

失礼ね。そんなことは基本中の基本。法律6種類、政令14種類の計20種類だったわよね。



BUN

たいしたもんだ。じゃ、政令の最後に規定している、次の条文も知ってるね。

◆ 政令第2条

法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

1～12 (略)

13 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの



LISA

いわゆる「13号処理物」って言われている「物」でしょ。現実的には、有害な金属などが溶出しないように、コンクリートやキレート剤で固めた物を「13号処理物」として運用していますよね。

それを確かめるために、実は、この条文も2～3度は読んだ記憶はあるんだけど、条文の途中に「事業活動に伴つて生じたものに限る」とか出てきて、じゃ、他の号数の産業廃棄物は「事業活動に伴つて生じたもの」でなくとも、13号処理物になるのか。そもそも、産業廃棄物って事業活動に伴つて生じたものじゃないのか？とか頭が混乱ってきて、その度に訳わかなくなくなって、そのままにしてたの。ちょうど良い機会だから解説してみて。



BUN

この条文は、以前取り上げた「感染性廃棄物の定義」や「委託基準」のように括弧書きが多くて読みにくいってもんじゃないんだ。どちらかと言うと、「廃溶剤」のように本来の主旨がよくわからないってグループだね。

最初から、現在の条文でいくと度重なる経緯があり、ますます難解になるので、まずは、廃棄物処理法が出来た当初、昭和46年の時の条文を見てみよう。

◆ 十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの



LISA

これは分かり易いわね。最初に出てくる「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」は法律で規定している6種類の産業廃棄物、そして次に出てくる「前各号に掲げる産業廃棄物」ってことは、ここまで定義してきた産業廃棄物全てってことね。これを処理した残渣物も産業廃棄物ってことね。



BUN

そうだね。この条文は政令なので、最初から、「前各号に掲げる」って書いちゃうと、法律で規定している6種類の産業廃棄物が抜け落ちてしまう。だから、法律規定の燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類については、改めて列記した訳だ。



LISA

そして「前各号に掲げる」というのは、この条文は13号だから、1~12号までの12種類ってことね。



BUN

昭和46年の時は「そのとおり」だったんだけど、平成13年に1個、「4の2」という枝番を追加しているんだ。動物系固形不要物って狂牛病騒動で追加された産業廃棄物だね。だから現在では13種類あるんだ。



LISA

と言うことは、法律6種、政令13種、計19種類ってことね。これでも、相応にまわりくどい表現よね。全部すっ飛ばして、「産業廃棄物の処理残渣物は産業廃棄物」って規定すればいいのに。



BUN

処理した後に残る物が、この13号に到達する前に産業廃棄物であると定義している物については、二重規定になってしまって、それを避けた規定の仕方をしたのでしょう。

たとえば、木くずや紙くずを燃やすと「燃え殻」になる。燃え殻は産業廃棄物として規定されているから、それは13号に入れる必要は無い、ということです。

さて、そこでいよいよ「13号処理物」の主旨になる訳だけど……



LISA

日本語から行けば、汚泥、廃油、廃酸といった19種類の産業廃棄物を処理して出てきた「処理残渣物」も産業廃棄物っていう意味よね。でも、ちょっと待って。処理した後でも、この19種類に該当しない「物体」「状態」ってあるのかしら??

だって、紙くずや木くずを焼却炉で焼却した後に残るのは、「燃え殻」でしょ。廃酸や廃アルカリを中和した後に残るのは「汚泥」でしょ。「燃え殻」も「汚泥」も19種類の産業廃棄物の一つになっているから、こういった「物」は「13号処理物」じゃないってことよね。



BUN

いいところに気がついたね。この条項の「へんてこ」なところは、正にその疑問なんだ。



なぜ、こんな条文が必要だったのかなあ。



BUN

じゃ、解説していきましょうか。

と言っても、実は、これ以降の話も含めて、BUNさんも昔から、いろんな文献を調べたり、いろんな人に聞いたんだけど、正確なところは不明な点が多いんだ。ただ、「歴史的経緯や実際の運用」から推察すると、「こう考えないと辻褄が合わない」んだ。まあ、そのレベルの話として聞いて下さい。

まず、法律で一般廃棄物の定義を「産業廃棄物以外の廃棄物」としているね。

だから、産廃に該当しないと、その廃棄物は一般廃棄物になってしまう。たとえば、昔の疑義応答では「「粉体」「泡状」の物は一般廃棄物である」旨の通知もある。(昭和55年11月10日通知等)

そうなると、産業廃棄物に手を加えて「粉」「泡」になってしまふと、一般廃棄物に衣替えしてしまう。これを防ぐために、「処理する前に既に産業廃棄物である場合は、処理した後の物も産業廃棄物である」ことを規定したんじゃないかなあ。



LISA

産業廃棄物の処理責任を明確にするための規定ってことかあ。でも、「粉体」「泡状」の物は一般廃棄物である」って言っても、現在では、事業活動を伴って出てくると、多くの市町村は、なかなか受け取ってくれず、「汚泥」ってことにして産業廃棄物処理ルートで処理することも多いですよね。



BUN

そうだねえ。廃棄物の定義、区分ってあいまいなグレーゾーンは多いんだ。たとえば、「動植物性残渣」と「汚泥」は違う種類にしてはいるものの、動植物性残渣が腐っていってドロドロになつたら「汚泥」じゃないかとか、バターが廃棄されるときは、動植物性残渣か廃油か汚泥かとか、生分解性プラスチックは廃プラスチック類なのか動植物性残渣なのかとかね。結局、それ以降の適正処理ルートのことなんかを勘案して、社会常識で判断するしかないってことなんだね。

実は、このことが今回の「13号処理物」のへんてこさの根幹でもあるんだ。



と、言うと？



BUN

リサちゃんは、今日の冒頭で「13号処理物とはコンクリートやキレート剤で固めた物」って言ってたよね。

じゃ、コンクリートの塊を見せられて、「これはどういう廃棄物ですか？」と聞かれたら、なんと答える？



LISA

そりゃ、「コンクリートくず」って答えるわよ。あつ、そうかあ。コンクリートくずは、「13号」に到達する前の「前各号に掲げる」もののなかの一つにあるわね。と、なると「13号処理物」には該当しなくなっちゃうわね。こりゃ、おかしいわ。へんてこよ。



LISA

そうだねえ。じゃ、今出てきた「コンクリートくず」って「前各号に掲げる」もののなかのどれに該当するかな？



BUN

「コンクリート」って出てくるのは……7号「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず」と9号「工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」の二つね。今回テーマにしているのは、「有害な金属などが溶出しないように、コンクリートやキレート剤で固めた物」だから、9号「工作物の新築、改築又は除去」ではない。よって、7号かな。

このことも現在の「13号処理物」をへんてこにした一因なんだけど、今日は長くなつたので、続きは次回ってことにしよう。



LISA

次回、ようやく、現在の「へんてこ条文」に辿り着けるってことね。私も、ここまでのこと들을頭を整理しておくので、よろしくね。



BUN

<今回の話の整理>

「13号処理物」は、現実的には「有害な金属などが溶出しないように、コンクリートやキレート剤で固めた物」として運用されている。

条文上は法律6種と政令13種の産業廃棄物を処理した「物」で、「法律6種と政令13種に該当しない物」としている。

ところが、「13号処理物」としている「コンクリートで固めた物」は「コンクリートくず」なのだから、「前各号に掲げるもののなかの一つ」となってしまい、条項上は「13号処理物」に該当しなくなってしまうのではないか??

<(_ _)>(^-^)/

